

高齢者虐待防止に関する指針

医療法人社団邦生会 高山病院
通所リハビリテーション
訪問リハビリテーション

1. 虐待防止に関する基本的考え方-

本事業所は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者の虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行わない。

2. 虐待の定義

虐待の種類	内容と具体例
身体的虐待	暴力行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部と接触をさせないようにする行為 ○たたく、つねる、蹴る、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる ○ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に飲ませる など
介護・世話の放棄、放任（ネグレイト）	意図的であるか結果的であるかにかかわらず、介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄する行為 ○長時間の空腹状態、脱水症状、栄養失調の状態にある ○オムツを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する など
心理的虐待	脅しや侮辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど、精神的・情緒的に苦痛を与える行為 ○排泄などの失敗を嘲笑したり、人前で話したりして恥をかかせる ○怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する など
性的虐待	本人との合意が無く性的な行為を行ったり、強要したりする行為 ○懲罰的に下半身を裸にして放置する ○キス・性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する行為 ○本人のお金を必要な額渡さない、使わせない ○本人の不動産、年金、預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など

(厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援について より)

3. 高齢者虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「高齢者虐待防止検討委員会」を組成する。

なお、医療法人社団邦生会 理事長（以下「理事長」と略）が本委員会の運営責任者を務め、高山病院地域連携室社会福祉士を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための高齢者虐待防止対策担当者（以下担当者）」とする。

- (1) 虐待防止委員会は、毎月1回開催する。
- (2) 委員は、事業所内の幅広い職種により構成する。
- (3) 委員会では、下記の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定する
 - ① 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ② 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切におこなわれるための方法に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - ⑦ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと
- (4) 結果の周知徹底
委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、グループウェア等で回覧するなどして周知徹底を図る。

4. 職員研修

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

実施は年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止の為の研修を実施する。

5. 虐待またはその疑いが発見・発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去につとめる。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(市町村等への通報)

虐待を疑う場面に立ちあつたり、虐待をみとめられる行為等を発見した際、当該者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない（高齢者虐待防止法第7条）また、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに下記へ通報するように努める。

(高齢者虐待防止第7条2項)

※別紙相談先一覧参照

6. 職員による虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項及び連絡先

職員が患者、利用者への虐待を発見した場合、直ちに所属長へ報告する。

(虐待者が所属長本人であった場合は、当該上長に相談する)

所属長は、発見者・報告者からの相談及び報告があった場合には、当該者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。また、必要に応じ関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し、速やかに、部門長、委員会、理事長、担当者へ報告し、市に通報しなければならない。

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には虐待者本人へ対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、担当者は受け付けた内容を運営責任者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「6.職員による虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項」に似るものとする。

(4) 対応の結果は、相談者へ報告することとする。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、患者及び家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び、高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、患者の権利擁護とサービスの質の向上をめざすよう努めることとする。

付則

この指針は、2021年4月1日より施行する。